資料３

令和７年度地域包括支援センターの
事業評価（案）

令和８年１０月

高齢福祉課

目　次

１　事業評価の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
２　評価の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
３　評価対象センター一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１
４　評価結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
５　評価結果の活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２
別紙１　センター別評価表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

添付資料
別紙２　各センターの自己評価結果　・・・・・・・・・・・・・１２

【参考資料】
・山口市地域包括支援センターの事業評価方針　・・・・・・・・・１４
・山口市地域包括支援センター業務評価実施要領　・・・・・・・・１５
・地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び
　介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価基準　・・・・・１７

令和７年度地域包括支援センターの事業評価

１　事業評価の目的

山口市が各日常生活圏域に設置した地域包括支援センターの運営状況を公平かつ適正に分析することにより、業務の実施状況、センターが抱える課題を把握し、センターがこの課題を解決する取組を実施することで、業務の改善、センター運営の質的向上を図ることを目的とする。

２　評価の流れ

① 各地域包括支援センターが自己評価を実施する。
　国が示す「評価指標（地域包括支援センター用）」の評価基準を基に自己評価を行う。
② 自己評価や「地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価基準」、各地域包括支援センターの運営状況等を基に高齢福祉課が評価案を作成する。
③ 運営協議会（令和８年１０月開催）において、評価案を基に評価する。
④ 評価結果を委託先法人に通知する。
　評価結果を次年度の委託先選定の判断材料として使用する。

３　評価対象センター一覧

センター名	担当地区	高齢者人口	包括的支援事業職員	介護予防支援職員	生活支援コーディネーター 認知症地域支援推進員
中央 地域包括支援センター	大殿 白石 湯田	８，７４７	５	７	１
北東 地域包括支援センター	小鯖 大内	７，８９８	４	５	１
北東第２ 地域包括支援センター	仁保 宮野	５，４８８	３	３	１
鴻南 地域包括支援センター	吉敷 平川 大歳	１０，８０７	６	６	１
川西 地域包括支援センター	小郡	６，４６８	４	４	１
川西第２ 地域包括支援センター	嘉川 佐山 阿知須	６，２２０	４	４	１
川東 地域包括支援センター	陶 鋳銭司 名田島 秋穂二島 秋穂	６，０６５	４	４	１
基幹型地域包括 徳地分室	徳地	２，６０２	３	２	（１）
基幹型地域包括 阿東分室	阿東	２，７１４	３	０	（１）

() カッコは兼務　　（令和８年３月３１日時点）

4　評価結果

【評価結果の概要】

領域	評価傾向
地域包括ケアシステムの構築・推進	市の統計データや計画、相談内容等を活用した地域課題の把握は概ね実施されている。実態調査による地域課題の把握についても概ね実施されているが、一部センターにおいて取組が進んでいない。
組織・運営体制	市の方針や地域課題を踏まえた事業計画の策定及び組織運営は適切に行われており、全体として良好な運営体制が確保されている。
総合相談支援事業	相談対応や関係機関との連携による支援は概ね実施されている。一方で、複合的な課題を抱える世帯の実態把握や相談内容の整理・分析・活用に課題が見られる。
権利擁護事業	権利擁護に関する相談支援や関係機関との連携体制は適切に整備されており、評価基準を満たしている。
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	居宅介護支援事業所の状況把握や介護支援専門員への相談支援は実施されている。一方で、相談事例を活用した研修・事例検討や地域住民への普及啓発の充実に向けた取組が必要である。
地域ケア会議	個別事例の検討や地域課題の共有・検討、市との連携は概ね実施されている。前年度と比較して全体的に取組が進展しており、地域ケア会議の運営体制の充実がうかがえる。一部センターでは地域課題の抽出や検討結果の共有に課題がみられるものの、全体として改善が進んでいる。
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	自立支援・重度化防止に資する介護予防支援は適切に実施されている。介護予防サービス計画の委託管理については、多くの地域包括支援センターで評価が低く、管理方針の共有不足がうかがえるため、今後は方針を文書化し共有を図る。
包括的支援事業 （社会保障充実分）	在宅医療・介護連携、生活支援体制整備及び認知症施策等の事業間連携は適切に実施されており、全センターで良好な取組が行われている。
公正・中立性	公正・中立性は適切に確保されている。一部のセンターで利用実績に偏りが見られるものの、担当圏域におけるサービス事業所数が限られていることから、正当な理由によるものである。

【各センターの評価】

センター別評価表（別紙１）のとおり

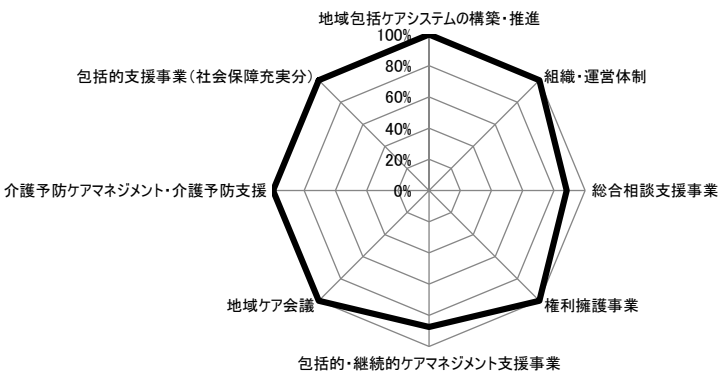
5　評価結果の活用

地域包括支援センター運営協議会で評価した結果は、市から各法人に結果説明・指導を行う。これに基づき、各センターは、業務の課題や改善点を整理し、今後のセンター業務に反映することで事業運営の向上を図る。

（別紙１）

中央地域包括支援センター

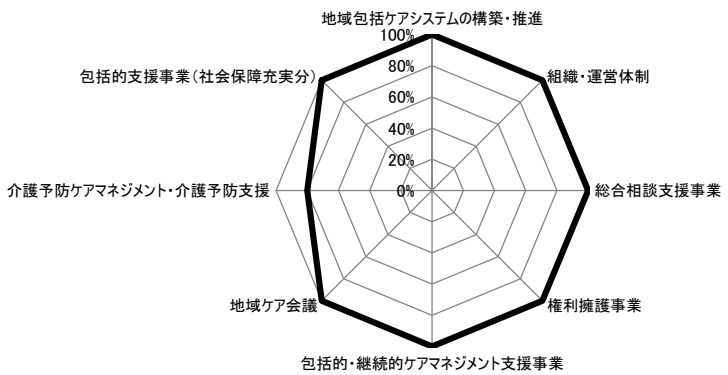
■ レーダーチャート



領域		評価項目数	達成項目数	評価（評価項目の達成率）
	活動目標	活動目標ごとの評価項目数	活動目標ごとの達成項目数	コメント
1	地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	良好（100%）
	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	4	4	全ての評価基準を満たす
2	組織・運営体制	１８	１８	良好（100%）
	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	4	4	全ての評価基準を満たす
	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	5	5	全ての評価基準を満たす
	センター職員の人材確保および育成を図る	5	5	全ての評価基準を満たす
	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い，センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	4	4	全ての評価基準を満たす
3	総合相談支援事業	１７	１５	概ね良好（88.2%）
	地域包括支援ネットワークを構築する	4	4	全ての評価基準を満たす
	市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	4	4	全ての評価基準を満たす
	家族介護者支援に取り組む	5	4	家族介護者の状況やニーズに応じた支援を行っている。家族介護者の相談内容は記録しているが、相談件数が取りまとめられていない。
	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	4	3	複合的課題を整理し、関係機関との協働して支援を行っているが、複合的な課題を持つ世帯数・人数が取りまとめられていない。
4	権利擁護事業	6	6	良好（100%）
	高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	6	6	全ての評価基準を満たす
5	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	8	7	概ね良好（87.5%）
	担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	5	5	全ての評価基準を満たす
	市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	3	2	市との方針に関する認識共有が十分でなく、計画の確認・検証に至っていない。
6	地域ケア会議	9	9	良好（100%）
	センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	5	5	全ての評価基準を満たす
	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	4	4	全ての評価基準を満たす
7	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	良好（100%）
	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	5	5	全ての評価基準を満たす
8	包括的支援事業（社会保障充実分）	5	5	良好（100%）
	事業間連携を推進する	5	5	全ての評価基準を満たす
9	公正・中立性の確保 （）調整事業所数	訪問型：0.1～35.4%（14） 通所型：0.1～21.9%（22）		判定基準を満たす

北東地域包括支援センター

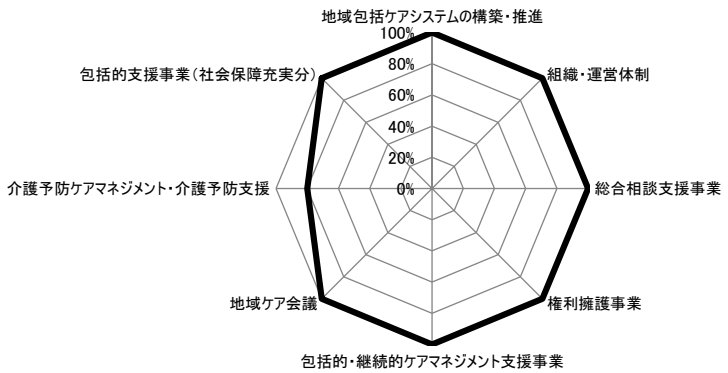
■ レーダーチャート



領域		評価項目数	達成項目数	評価
	活動目標	活動目標ごとの評価項目数	活動目標ごとの達成項目数	コメント
1	地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	良好（100%）
	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	4	4	全ての評価基準を満たす
2	組織・運営体制	１８	１８	良好（100%）
	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	4	4	全ての評価基準を満たす
	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	5	5	全ての評価基準を満たす
	センター職員の人材確保および育成を図る	5	5	全ての評価基準を満たす
	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い，センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	4	4	全ての評価基準を満たす
3	総合相談支援事業	１７	１７	良好（100%）
	地域包括支援ネットワークを構築する	4	4	全ての評価基準を満たす
	市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	4	4	全ての評価基準を満たす
	家族介護者支援に取り組む	5	5	全ての評価基準を満たす
	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	4	4	全ての評価基準を満たす
4	権利擁護事業	6	6	良好（100%）
	高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	6	6	全ての評価基準を満たす
5	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	8	8	良好（100%）
	担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	5	5	全ての評価基準を満たす
	市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	3	3	全ての評価基準を満たす
6	地域ケア会議	9	9	良好（100%）
	センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	5	5	全ての評価基準を満たす
	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	4	4	全ての評価基準を満たす
7	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	4	概ね良好（80.0%）
	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	5	4	市の基本方針に沿った自立支援・重度化防止の取組は行われているが、委託の進行管理に係る市の指針共有が不十分である。
8	包括的支援事業（社会保障充実分）	5	5	良好（100%）
	事業間連携を推進する	5	5	全ての評価基準を満たす
9	公正・中立性の確保 （）調整事業所数	訪問型：2.3～27.1%（10） 通所型：0.4～27.1%（18）		判定基準を満たす

北東第２地域包括支援センター

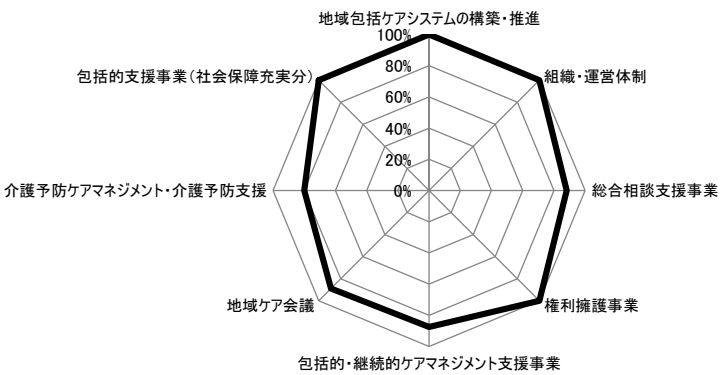
■ レーダーチャート



領域		評価項目数	達成項目数	評価
	活動目標	活動目標ごとの評価項目数	活動目標ごとの達成項目数	コメント
1	地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	良好（100%）
	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	4	4	全ての評価基準を満たす
2	組織・運営体制	１８	１８	良好（100%）
	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	4	4	全ての評価基準を満たす
	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	5	5	全ての評価基準を満たす
	センター職員の人材確保および育成を図る	5	5	全ての評価基準を満たす
	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い，センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	4	4	全ての評価基準を満たす
3	総合相談支援事業	１７	１７	良好（100%）
	地域包括支援ネットワークを構築する	4	4	全ての評価基準を満たす
	市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	4	4	全ての評価基準を満たす
	家族介護者支援に取り組む	5	5	全ての評価基準を満たす
	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	4	4	全ての評価基準を満たす
4	権利擁護事業	6	6	良好（100%）
	高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	6	6	全ての評価基準を満たす
5	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	8	8	良好（100%）
	担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	5	5	全ての評価基準を満たす
	市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	3	3	全ての評価基準を満たす
6	地域ケア会議	9	9	良好（100%）
	センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	5	5	全ての評価基準を満たす
	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	4	4	全ての評価基準を満たす
7	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	4	概ね良好（80.0%）
	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	5	4	市の基本方針に沿った自立支援・重度化防止の取組は行われているが、委託の進行管理に係る市の指針共有が不十分である。
8	包括的支援事業（社会保障充実分）	5	5	良好（100%）
	事業間連携を推進する	5	5	全ての評価基準を満たす
9	公正・中立性の確保 （）調整事業所数	訪問型：0.5～30.2%（6） 通所型：0.2～34.2%（15）		判定基準を満たす

鴻南地域包括支援センター

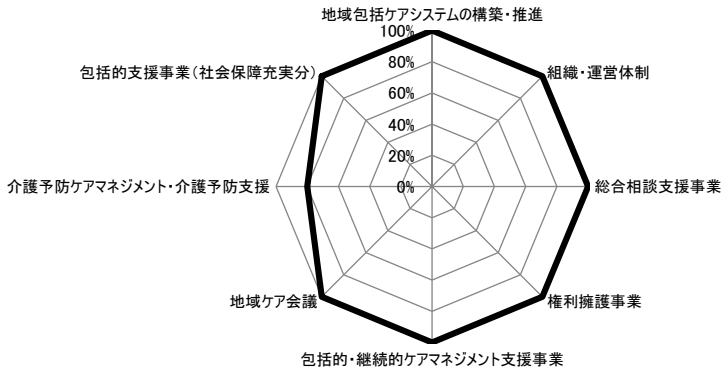
■ レーダーチャート



領域		評価項目数	達成項目数	評価
	活動目標	活動目標ごとの評価項目数	活動目標ごとの達成項目数	コメント
1	地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	良好（100%）
	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	4	4	全ての評価基準を満たす
2	組織・運営体制	１８	１８	良好（100%）
	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	4	4	全ての評価基準を満たす
	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	5	5	全ての評価基準を満たす
	センター職員の人材確保および育成を図る	5	5	全ての評価基準を満たす
	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い，センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	4	4	全ての評価基準を満たす
3	総合相談支援事業	１７	１５	概ね良好（88.2%）
	地域包括支援ネットワークを構築する	4	4	全ての評価基準を満たす
	市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	4	4	全ての評価基準を満たす
	家族介護者支援に取り組む	5	5	全ての評価基準を満たす
	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	4	2	相談者の課題整理や関係機関との連携支援は実施しているが、複合的課題世帯の情報整理・活用は進んでいない。
4	権利擁護事業	6	6	良好（100%）
	高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	6	6	全ての評価基準を満たす
5	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	8	7	概ね良好（87.5%）
	担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	5	4	事業所情報の把握や関係機関との連携は進んでいるが、相談事例を活用した研修や事例検討の実施に至っていない。
	市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	3	3	全ての評価基準を満たす
6	地域ケア会議	9	8	概ね良好（88.9%）
	センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	5	5	全ての評価基準を満たす
	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	4	3	地域ケア推進会議を通じた地域課題の共有・検討や市町村との連携は進んだが、個別会議を通じた地域課題の抽出には至っていない。
7	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	4	概ね良好（80.0%）
	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	5	4	市の基本方針に沿った自立支援・重度化防止の取組は行われているが、委託の進行管理に係る市の指針共有が不十分である。
8	包括的支援事業（社会保障充実分）	5	5	良好（100%）
	事業間連携を推進する	5	5	全ての評価基準を満たす
9	公正・中立性の確保 （）調整事業所数	訪問型：0.1～39.0%（16） 通所型：0.1～16.7%（21）		判定基準を満たす

川西地域包括支援センター

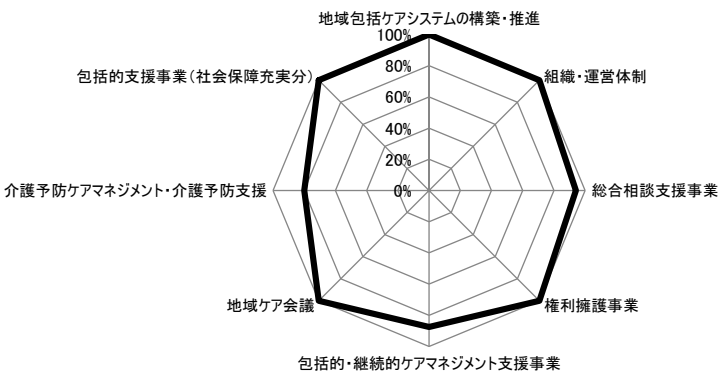
■ レーダーチャート



領域 / 活動目標	評価項目数 活動目標ごとの評価項目数	達成項目数 活動目標ごとの達成項目数	評価 コメント
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	良好（100%）
市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	4	4	全ての評価基準を満たす
2 組織・運営体制	１８	１８	良好（100%）
市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	4	4	全ての評価基準を満たす
センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	5	5	全ての評価基準を満たす
センター職員の人材確保および育成を図る	5	5	全ての評価基準を満たす
市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い，センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	4	4	全ての評価基準を満たす
3 総合相談支援事業	１７	１７	良好（100%）
地域包括支援ネットワークを構築する	4	4	全ての評価基準を満たす
市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	4	4	全ての評価基準を満たす
家族介護者支援に取り組む	5	5	全ての評価基準を満たす
複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	4	4	全ての評価基準を満たす
4 権利擁護事業	6	6	良好（100%）
高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	6	6	全ての評価基準を満たす
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	8	8	良好（100%）
担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	5	5	全ての評価基準を満たす
市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	3	3	全ての評価基準を満たす
6 地域ケア会議	9	9	良好（100%）
センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	5	5	全ての評価基準を満たす
地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	4	4	全ての評価基準を満たす
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	4	概ね良好（80.0%）
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	5	4	市の基本方針に沿った自立支援・重度化防止の取組は行われているが、委託の進行管理に係る市の指針共有が不十分である。
8 包括的支援事業（社会保障充実分）	5	5	良好（100%）
事業間連携を推進する	5	5	全ての評価基準を満たす
9 公正・中立性の確保 （）調整事業所数	訪問型：1.9～32.9%（9） 通所型：0.5～41.8%（14）		判定基準を満たす

川西第２地域包括支援センター

■ レーダーチャート

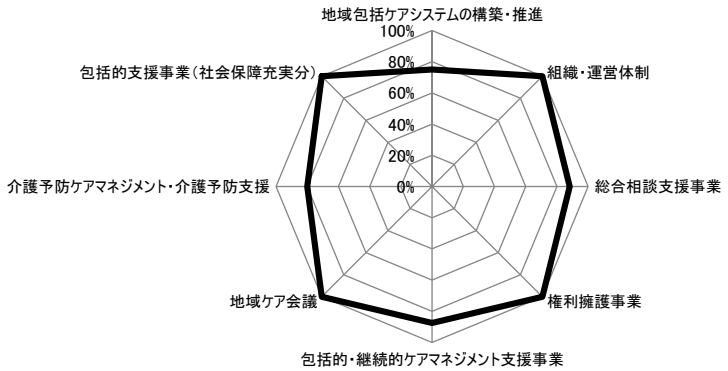


	領域	評価項目数	達成項目数	評価
	活動目標	活動目標ごとの評価項目数	活動目標ごとの達成項目数	コメント
1	地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	良好（100%）
	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	4	4	全ての評価基準を満たす
2	組織・運営体制	１８	１８	良好（100%）
	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	4	4	全ての評価基準を満たす
	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	5	5	全ての評価基準を満たす
	センター職員の人材確保および育成を図る	5	5	全ての評価基準を満たす
	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い，センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	4	4	全ての評価基準を満たす
3	総合相談支援事業	１７	１６	概ね良好（94.1%）
	地域包括支援ネットワークを構築する	4	4	全ての評価基準を満たす
	市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	4	4	全ての評価基準を満たす
	家族介護者支援に取り組む	5	5	全ての評価基準を満たす
	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	4	3	複合的課題を整理し、関係機関との協働して支援を行っているが、複合的な課題を持つ世帯数・人数が取りまとめられていない。
4	権利擁護事業	6	6	良好（100%）
	高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	6	6	全ての評価基準を満たす
5	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	8	7	概ね良好（87.5%）
	担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	5	4	居宅介護支援事業所の状況把握や研修計画の共有は実施しているが、介護支援専門員の事例を活用した研修・事例検討や、地域住民への普及啓発は実施できていない。
	市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	3	3	全ての評価基準を満たす
6	地域ケア会議	9	9	良好（100%）
	センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	5	5	全ての評価基準を満たす
	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	4	4	全ての評価基準を満たす
7	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	4	概ね良好（80.0%）
	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	5	4	市の基本方針に沿った自立支援・重度化防止の取組は行われているが、委託の進行管理に係る市の指針共有が不十分である。
8	包括的支援事業（社会保障充実分）	5	5	良好（100%）
	事業間連携を推進する	5	5	全ての評価基準を満たす
9	公正・中立性の確保 （）調整事業所数	訪問型：0.7～26.9%（7） 通所型：0.4～39.9%（13）		判定基準を満たす

（別紙１）

川東地域包括支援センター

■ レーダーチャート

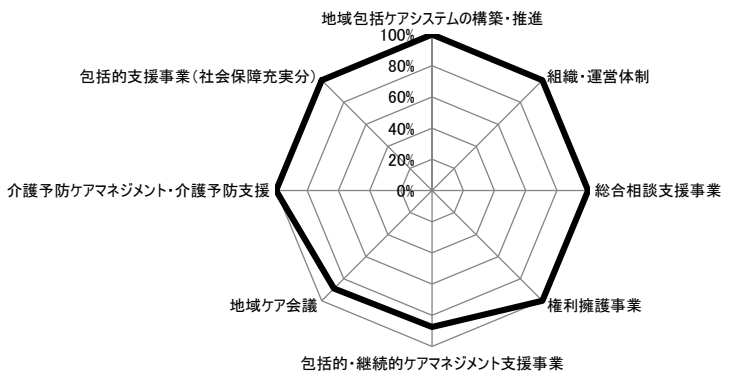


領域	評価項目数	達成項目数	評価
活動目標	活動目標ごとの評価項目数	活動目標ごとの達成項目数	コメント
1 地域包括ケアシステムの構築・推進	4	3	概ね良好（75.0%）
市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	4	3	市の量的データや計画、相談内容、地域ケア会議の分析から地域課題を把握しているが、センター独自の実態調査の実施は進まなかった。
2 組織・運営体制	１８	１８	良好（100%）
市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	4	4	全ての評価基準を満たす
センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	5	5	全ての評価基準を満たす
センター職員の人材確保および育成を図る	5	5	全ての評価基準を満たす
市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い，センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	4	4	全ての評価基準を満たす
3 総合相談支援事業	１７	１５	概ね良好（88.2%）
地域包括支援ネットワークを構築する	4	4	全ての評価基準を満たす
市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	4	4	全ての評価基準を満たす
家族介護者支援に取り組む	5	5	全ての評価基準を満たす
複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	4	2	相談を通じて相談者の課題整理と連携支援は実施しているが、複合的な課題を持つ世帯の実態把握の整理・活用ができていない。
4 権利擁護事業	6	6	良好（100%）
高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	6	6	全ての評価基準を満たす
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	8	7	概ね良好（87.5%）
担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	5	5	全ての評価基準を満たす
市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	3	2	市との方針に関する認識共有が十分でなく、計画の確認・検証に至っていない。
6 地域ケア会議	9	9	良好（100%）
センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	5	5	全ての評価基準を満たす
地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	4	4	全ての評価基準を満たす
7 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	4	概ね良好（80.0%）
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	5	4	市の基本方針に沿った自立支援・重度化防止の取組は行われているが、委託の進行管理に係る市の指針共有が不十分である。
8 包括的支援事業（社会保障充実分）	5	5	良好（100%）
事業間連携を推進する	5	5	全ての評価基準を満たす
9 公正・中立性の確保 （）調整事業所数	訪問型：4.4～54.4%（5） 通所型：1.6～28.6%（9）		訪問型サービスの占有率が５０％を超えているが、担当圏域のサービス事業所が２事業所と少数であり、やむを得ない

（別紙１）

基幹型地域包括支援センター徳地分室

■ レーダーチャート

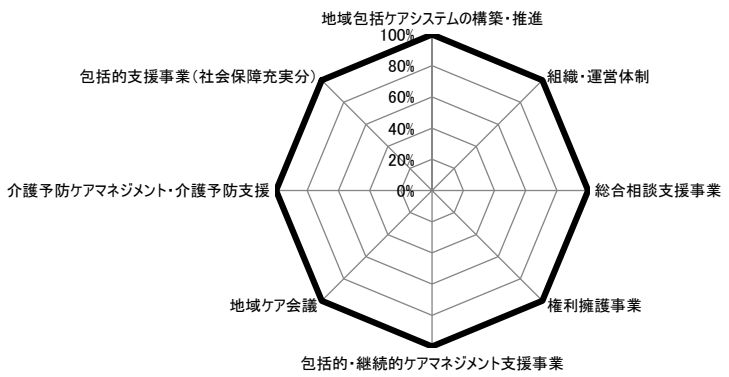


領域		評価項目数	達成項目数	評価
	活動目標	活動目標ごとの評価項目数	活動目標ごとの達成項目数	コメント
1	地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	良好（100%）
	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	4	4	全ての評価基準を満たす
2	組織・運営体制	１８	１８	良好（100%）
	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	4	4	全ての評価基準を満たす
	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	5	5	全ての評価基準を満たす
	センター職員の人材確保および育成を図る	5	5	全ての評価基準を満たす
	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い，センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	4	4	全ての評価基準を満たす
3	総合相談支援事業	１７	１７	良好（100%）
	地域包括支援ネットワークを構築する	4	4	全ての評価基準を満たす
	市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	4	4	全ての評価基準を満たす
	家族介護者支援に取り組む	5	5	全ての評価基準を満たす
	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	4	4	全ての評価基準を満たす
4	権利擁護事業	6	6	良好（100%）
	高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	6	6	全ての評価基準を満たす
5	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	8	7	概ね良好（87.5%）
	担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	5	5	全ての評価基準を満たす
	市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	3	2	居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画の新規・更新計画の確認はしているが、介護予防サービス計画を抽出しての検証ができていない。
6	地域ケア会議	9	8	概ね良好（88.9%）
	センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	5	4	地域ケア会議の運営や個別事例の検討、個人情報への適切な対応、事例のモニタリング体制も構築・実施できているが、議事録や検討事項の共有はできていない。
	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	4	4	全ての評価基準を満たす
7	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	良好（100%）
	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	5	5	全ての評価基準を満たす
8	包括的支援事業（社会保障充実分）	5	5	良好（100%）
	事業間連携を推進する	5	5	全ての評価基準を満たす
9	公正・中立性の確保 （）調整事業所数	訪問型：46.0～54.0%（2） 通所型：0.2～63.0%（9）		占有率が５０%を超えているが、担当圏域のサービス事業所が訪問型サービス０事業所、通所型サービス４事業所と少数であり、やむを得ない

（別紙１）

基幹型地域包括支援センター阿東分室

■ レーダーチャート



領域		評価項目数	達成項目数	評価
	活動目標	活動目標ごとの評価項目数	活動目標ごとの達成項目数	コメント
1	地域包括ケアシステムの構築・推進	4	4	良好（100%）
	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	4	4	全ての評価基準を満たす
2	組織・運営体制	１８	１８	良好（100%）
	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	4	4	全ての評価基準を満たす
	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	5	5	全ての評価基準を満たす
	センター職員の人材確保および育成を図る	5	5	全ての評価基準を満たす
	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い，センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	4	4	全ての評価基準を満たす
3	総合相談支援事業	１７	１７	良好（100%）
	地域包括支援ネットワークを構築する	4	4	全ての評価基準を満たす
	市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	4	4	全ての評価基準を満たす
	家族介護者支援に取り組む	5	5	全ての評価基準を満たす
	複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	4	4	全ての評価基準を満たす
4	権利擁護事業	6	6	良好（100%）
	高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	6	6	全ての評価基準を満たす
5	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	8	8	良好（100%）
	担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	5	5	全ての評価基準を満たす
	市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	3	3	全ての評価基準を満たす
6	地域ケア会議	9	9	良好（100%）
	センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	5	5	全ての評価基準を満たす
	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	4	4	全ての評価基準を満たす
7	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	5	5	良好（100%）
	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	5	5	全ての評価基準を満たす
8	包括的支援事業（社会保障充実分）	5	5	良好（100%）
	事業間連携を推進する	5	5	全ての評価基準を満たす
9	公正・中立性の確保 （）調整事業所数	訪問型：100%（1） 通所型：1.0～30.7%（7）		訪問型サービスの占有率が５０％を超えているが、担当圏域のサービス事業所が１事業所と少数であり、やむを得ない

各センターの自己評価結果

（別紙2）

1. 地域包括ケアシステムの構築・推進

活動目標		取組内容	中央	北東	北東第2	鴻南	川西	川西第2	川東	徳地	阿東
市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	1	人口動態、市町村が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果等の量的データによって、地域の高齢者に係る現状や将来の状況等を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	介護保険事業計画、老人福祉計画、地域福祉計画等から、地域の高齢者に係る課題等を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか	○	○	○	○	○	○	×	○	○
	4	相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○

2. 組織・運営体制

活動目標		取組内容	中央	北東	北東第2	鴻南	川西	川西第2	川東	徳地	阿東
市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	1	市町村が定めるセンターの事業の実施方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	今年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価における課題への適切な対応策を含めているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	センターの事業計画の重点目標に基づいて達成状況を分析し、必要な業務改善を行っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	1	センター長等の責任者の役割を文書で明確に示し、職員に周知しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	センターの事業計画を共有する会議等の機会を設け、これに基づく職員個々の取組内容を確認しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	センターの業務量を把握したうえで、業務の最適化を図るための対応を行なっているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	特定の職員に業務が偏らず、チームアプローチを推進するために業務分担のルールや仕組みづくりを行なっているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	【市町村により選択】 センター業務にICTを活用するなど、センターの業務効率化に取り組んでいるか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
センター職員の人材確保および育成を図る	1	センターの人材確保や定着を進めるための取組を行っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場で研修を実施しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	センターに在籍する全ての職員が、計画的に職場での仕事を離れて研修(Off-JT)に参加できるようにしているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、メンタルヘルス対策を実施しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	【市町村により選択】 スーパービジョンまたはコンサルテーションが受けられる体制を整えているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い，センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	1	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	市町村の方針に沿って、個人情報漏えいとセンターが受けた苦情に対して、対処および市町村への報告(共有)の体制を構築しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	センターへの苦情内容をもとに業務を改善しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○

3. 総合相談支援事業

活動目標		取組内容	中央	北東	北東第2	鴻南	川西	川西第2	川東	徳地	阿東
地域包括支援ネットワークを構築する	1	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	気になる高齢者等に関して、関係機関、民生委員、地域住民から連絡が寄せられるネットワーク体制を構築しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	相談経路を分析して、高齢者等への支援に必要な新たな支援機関等と連携しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	【市町村により選択】 高齢者福祉分野以外の関係機関・関係者と意見交換する機会を設けるなど、分野を横断した新たなネットワークを構築しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	1	相談事例の分類方法に沿って、1年間の相談件数等を市町村に報告しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から後方支援を得ているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	相談内容を分析して、対応ルールの作成や研修の開催等を行い、職員の実践力の向上に活かしているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
家族介護者支援に取り組む	1	夜間・早朝の窓口または平日以外の窓口(連絡先)を設置して住民に周知し、家族介護者等が相談しやすい環境を整えているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	支援が必要な家族介護者を早期に発見するための取組を行っているか。	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	家族介護者に対するアセスメントを行い、状態やニーズに応じて適切な社会資源に関する情報を提供しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	【市町村により選択】 家族介護者に対する予防的な取組を行なっているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	1	相談者とともに複合的課題を整理してニーズを明確にしているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	ニーズに応じて適切な社会資源につなげ、必要に応じてつなげた社会資源と協働しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容等の実態を把握しているか	×	○	○	×	○	×	×	○	○
	4	相談内容を分析して、複合的な課題を持つ世帯の相談対応の改善に活かしているか	○	○	○	×	○	○	×	○	○

4. 権利擁護事業

活動目標		取組内容	中央	北東	北東第2	鴻南	川西	川西第2	川東	徳地	阿東
高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	1	市町村から共有されている成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準を確認しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、適切に対応しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	高齢者虐待事例および高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論、報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	6	【市町村により選択】 センターに在籍するすべての職員が高齢者等の権利擁護に関する研修を受講しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○

5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

活動目標		取組内容	中央	北東	北東第2	鴻南	川西	川西第2	川東	徳地	阿東
担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	1	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等)を把握しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催しているか	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	3	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか	○	○	○	○	○	×	○	○	○
	5	介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	1	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	×	○	○	○	○	○	×	×	○

6. 地域ケア会議

活動目標		取組内容	中央	北東	北東第2	鴻南	川西	川西第2	川東	徳地	阿東
センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	1	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員、会議参加者、地域の関係機関に対して周知しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	センター主催の地域ケア会議において、多職種等と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	市町村が共有した地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で適切に対応しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築・実行しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか	○	○	○	○	○	○	○	×	○
地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	1	センター主催の地域ケア会議(地域ケア個別会議)において、地域課題の可能性がある課題を抽出しているか	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	2	センター主催の地域ケア会議(地域ケア推進会議)において、地域課題や自立促進要因について共有し、その後の対応を検討しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	センター主催の地域ケア会議(地域ケア推進会議)において把握した地域課題や対応等を、市町村に報告しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	地域課題の整理・分析・対応等を行なうために、市町村レベルの地域ケア会議(地域ケア推進会議)等に参加または資料提出しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○

7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

活動目標		取組内容	中央	北東	北東第2	鴻南	川西	川西第2	川東	徳地	阿東
介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	1	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、市町村から示された基本方針を、センター職員及び介護支援専門員に周知しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録および進行管理を行っているか	○	×	×	×	×	×	×	○	○
	5	市町村から示された介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針を遵守しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○

8. 包括的支援事業(社会保障充実分)

活動目標		取組内容	中央	北東	北東第2	鴻南	川西	川西第2	川東	徳地	阿東
事業間連携を推進する	1	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対して、相談を行っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体とともに、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターと、支援対象者に関する情報共有を図っているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	4	包括的支援事業の充実のために、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会に参加しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	5	【市町村により選択】 生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協議体と協働して地域活動を促進しているか	○	○	○	○	○	○	○	○	○

山口市地域包括支援センターの事業評価方針

地域包括支援センターの業務改善や運営の質的向上を図ることを目的として、令和７年度の運営状況の業務評価を行う。対象は、中央・北東・北東第２・鴻南・川西・川西第２・川東地域包括支援センター、基幹型地域包括支援センター（徳地・阿東分室）の計９箇所とする。

評価の実施体制及び評価対象期間、評価項目、評価方法は、「山口市地域包括支援センター業務評価実施要領」に基づき行う。

（評価の流れ）

１　各地域包括支援センターが自己評価を実施する。
※国が示す「評価指標（地域包括支援センター用）」（別添１）の評価基準を基に自己評価を行う。

２　自己評価や「地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価基準」、各地域包括支援センターの運営状況等を基に高齢福祉課が評価案を作成する。

３　運営協議会（令和８年１０月開催）において、評価案を基に評価する。

４　評価結果を委託先法人に通知する。
※評価結果を次年度の委託先選定の判断材料として使用する。

（参考）山口市地域包括支援センター業務評価実施要領

山口市地域包括支援センター業務評価実施要領

1　目的

山口市（以下「市」という。）が各日常生活圏域に設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営状況を公平かつ適正に分析することにより、業務の実施状況、センターが抱える課題を把握し、センターがこの課題を解決する取り組みを実施することで、業務の改善、センター運営の質的向上を図ることを目的とする。

2　評価の実施体制

市健康福祉部高齢福祉課が評価案を作成し、それを基に市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）が、センターの運営状況を適切かつ専門的に評価する。

3　評価対象期間及び項目

評価対象期間は評価実施年度の前年度とし、評価する項目は、次のとおりとする。

①　地域包括ケアシステムの構築・推進
②　組織・運営体制
③　総合相談支援事業
④　権利擁護事業
⑤　包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
⑥　地域ケア会議
⑦　介護予防ケアマネジメント・介護予防支援
⑧　包括的支援事業（社会保障充実分）

4　評価の方法

①　センターは、市町村及び地域包括支援センターの評価指標（以下「評価指標」という。）に基づき業務の検証を行い、自己評価を行う。
②　市は、自己評価の報告を受け、各センターの運営状況及び、別に定める「地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性の評価基準」に基づき実施した評価結果や相談件数等の活動実績も踏まえ、各センターの運営状況について評価案を作成する。
③　運営協議会は、評価案を基に事業内容等を評価する。

5　評価の活用

センターが評価指標に基づき自己評価を行うことで、センター職員が業務を振り返り、業務改善点や課題の整理など行う機会となり、また、評価結果の通知を行うことにより、今後の事業運営のレベルアップを図るものとする。

６　評価結果の通知等

①　評価の結果については、センターの公正・中立性を確保する観点から、次年度のセンター業務の委託先法人を選定するための判断材料とする。

②　市は、運営協議会終了後、評価結果を各センターに通知する。

７　その他

この要領に定めるもののほか、業務評価に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要領は、平成２３年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年１２月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２９年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年８月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和７年８月１日から施行する。

地域包括支援センターで行う介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価基準

1　趣旨

地域包括支援センターにおける介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントの公正・中立性評価については、この評価基準に基づき、高齢福祉課において実施するものとする。

2　評価対象

介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメントにおける特定事業所へのサービス集中状況

3　評価方法

各年度で、市が定める特定月に作成された介護予防プランのうち、①介護予防訪問介護及び訪問型サービス、②介護予防通所介護及び通所型サービスの各サービスが位置づけられているものに関し、最もその件数の多い特定の事業者が提供するサービスへの集中状況を評価する。

具体的には、次の方法により特定の事業者の占有率Aを算定し、次の判定基準数値を超えている地域包括支援センターを抽出する。

判定基準数値を超えて、「課題ありと推定」された地域包括支援センターに対し、その理由についてヒアリングを実施する。

①　介護予防訪問介護及び訪問型サービス

特定の事業者の介護予防訪問介護及び訪問型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの件数	÷	介護予防訪問介護及び訪問型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの総件数	＝	A

【判定基準数値】

A　≦　５０％　→　課題なし
A　＞　５０％　→　課題ありと推定

②　介護予防通所介護及び通所型サービス

特定の事業者の介護予防通所介護及び通所型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの件数	÷	介護予防通所介護及び通所型サービスが位置づけられた介護予防ケアプランの総件数	＝	A

【判定基準数値】

A　≦　５０％　→　課題なし
A　＞　５０％　→　課題ありと推定

４　課題がある地域包括支援センターに対する指導

ヒアリングの結果、正当な理由がなく、課題があると認められる地域包括支援センターについては、判定基準数値以下とする目標時期を明示した是正計画を提出させるなど、指導を行うものとする。

なお、やむを得ないとする正当な理由は、次の各号を参考に判断を行うものとする。

（１）当該圏域のサービス事業所が少数である場合
（２）サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
（３）その他やむを得ない理由として市が認めた場合

５　山口市地域包括支援センター運営協議会への報告

前項により地域包括支援センターを指導した結果等については、市地域包括支援センター運営協議会にその概要を報告するものとする。

６　判定基準数値の見直し

判定基準数値については、必要があるときは、市地域包括支援センター運営協議会に諮った上で、見直しを行うものとする。

【参考】サービスの偏りにかかる正当な理由の例
・サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合
・当該圏域に 5 事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合　等